

推進のために

県民や地域団体、NPO、学校、企業、行政などの多様な主体が参画と協働により、積極的に子ども・若者の育成支援にかかわり、ネットワークを形成して、主体的に役割を担い、ともに手を携え、支え合い、助け合う共助の社会づくりに努めましょう。

●県・市町の役割

青少年活動推進本部を中心として関係機関や市町との連携を強化し、情報共有とネットワークの充実や活動推進のための人材育成、条例などの適切な運用による有害環境の浄化を推進する。

●学校の役割

確かな学力の育成と個に応じた教育、豊かでたくましい心と健やかな体をはぐくむ教育を推進し、問題行動の防止に努め、家庭や地域との連携による教育力の向上を図る。

●家庭の役割

日常生活能力や規範意識の育成など、子ども・若者が自立の基盤を築けるように育てるとともに、何でも話し合える明るい家庭づくりに努め、子ども・若者とともに地域活動に積極的に参加する。

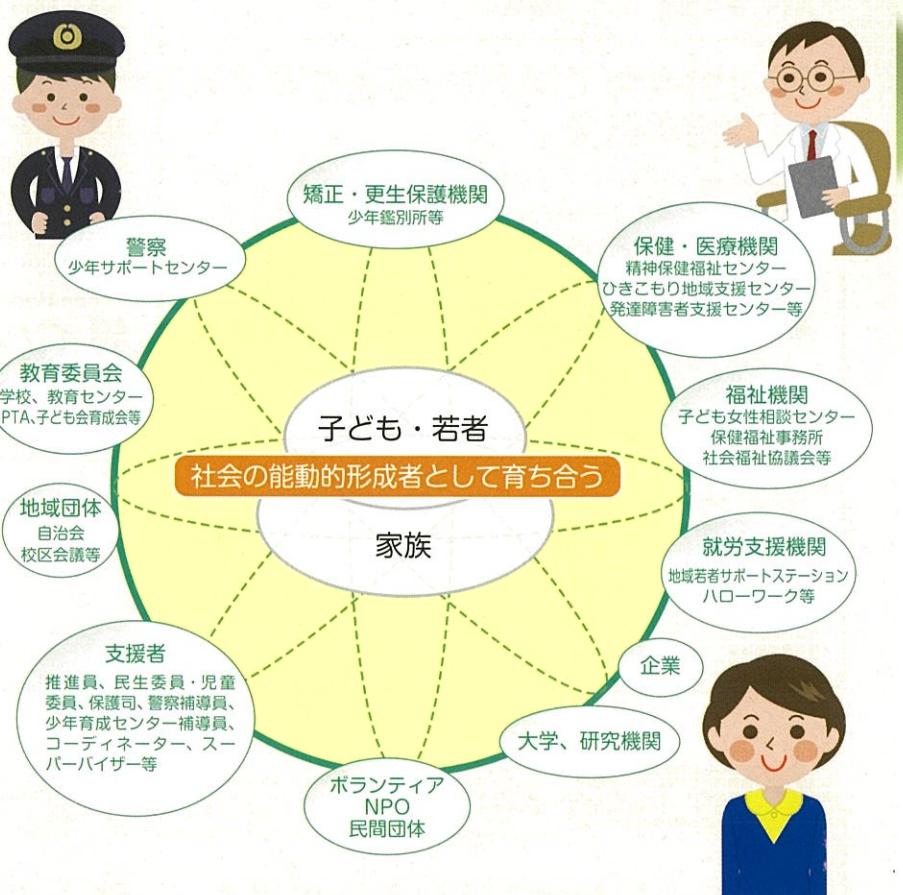
●地域に期待される役割

地域住民の交流を促すとともに子ども・若者の居場所が生み出せるよう地域活動を活性化し、地域への誇りを育てる。学校、家庭、地域団体、民間団体などの協働の推進を図り、子ども・若者の育成支援に努める。

●企業・民間団体などに期待される役割

若年者雇用に対する理解と若年労働者育成の充実を図り、若者が生き生きと働くことのできる環境をつくるとともに、学校や地域との連携を積極的に推進する。

互いによく知り、よく学び、支え合う、共助の社会の実現



かがわの子ども・若者のみなさんへ ～君が好き！あなたが大事！～ 自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓こう

- 1 夢や目標をもって自分の未来を切り拓きましょう
- 2 他人を思いやる心を大切にしましょう
- 3 自分で考え、責任を持って行動しましょう
- 4 社会のルールを守りましょう
- 5 地域や社会の一人としてともに心豊かな社会をつくりましょう



未来を拓くたくましい 子ども・若者の育成をめざして

策定の趣旨

県では、平成24年に「かがわ青少年育成支援ビジョン」を策定し、青少年健全育成のための施策を総合的に推進してきました。この間、子ども・若者を取り巻く社会環境はますます複雑化し、国においては、平成28年に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者ビジョン」に代わる新たな大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が作成されました。香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう、県民が一体となって健全な子ども・若者の育成に取り組むための行動指針として「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」を策定します。

性格と役割

- 県の子ども・若者育成支援の基本理念や基本方針を示す行動指針とします。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けます。
- 「新・せとうち田園都市創造計画」や「香川県健やか子ども支援計画」、「香川県教育大綱」、「香川県教育基本計画」等との整合性を図っています。

対象とする範囲

0歳から40歳未満の子ども・若者を対象とします。

実施時期

平成30年度から実施し、必要に応じ適宜見直します。

基本理念と基本指針

めざす子ども・若者像
自分の人生と社会の未来を
自らの力で切り拓くたくましい子ども・若者

自己の確立と社会の能動的形成者としての成長を支援

一人ひとりの状況に応じた地域ネットワークの中でのきめ細やかな支援

基本指針1
健やかな成長の
ための支援

基本指針2
困難な状況にある
子ども・若者への支援

基本指針3
社会全体で支える
ための環境整備

基本指針4
創造的な未来を切り拓く
子ども・若者の応援

すべての子ども・若者

創造的な未来を切り拓く子ども・若者

困難な状況にある子ども・若者

子ども・若者を育て支え合う家族

支え合う社会



ビジョンの内容

基本指針1 健やかな成長のための支援

1 日常生活能力の習得支援

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、規範意識は、大人や他者とのかかわりの中で発達の段階に応じて身に付けることが大切であるため、学校、家庭、地域が連携して習得支援を推進します。また、子ども・若者が心と体の健康を維持できるよう運動する意欲の向上、健康教育の推進を図ります。

2 多様な活動機会の提供

子ども・若者の自立には、自然体験や社会体験、同世代・異世代の人々、異文化をもつ人々との交流などにより、生きる知恵や多様な価値観、社会性を身に付けることが欠かせないため、実感や発見、感動を得られる活動機会を提供することが必要です。地域や学校が連携して、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を推進し、社会における役割や社会とのつながりに気付くよう支援します。

3 社会形成参画・社会参加支援

社会の能動的形成者として子ども・若者を育成するために、意見表明など社会形成への参画機会の提供や、ボランティア活動の紹介、顕彰を通して社会参加活動の促進を図ります。

4 職業的自立・就労などの支援

若者の職業的自立や就労などを支援するために、学校においては、地域や企業などの連携を図り、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的に進路を選択できるよう、細やかな指導や相談に努めます。また、若者の就労に向けた支援を行い、安定した雇用の確保を図ります。

基本指針3 社会全体で支えるための環境整備

1 保護者等への積極的な支援

生活習慣の基礎を子どもが身に付けるよう、保護者が自主的に取り組むとともに、保護者等への相談・支援体制を充実させ、地域、学校、行政等が家庭を支え、社会全体で子育てを助け合う環境づくりに努めます。

2 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

校区会議を母体として、県民運動推進員を中心に、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、社会が一体となって子ども・若者を育てる意識の啓発を図ります。

3 子ども・若者育成支援に関する情報提供

団体などの活動状況や相談・支援機関などの情報の提供を行い、子ども・若者の活動支援や相談支援に努めます。特に、困難な状況にある子ども・若者やその家族に情報が的確に届くよう努めます。

4 地域における育成支援ネットワークの充実

子ども・若者を支援するため、育成支援ネットワークの機能の充実や人材育成を図るとともに、育成の基盤として開かれた家庭づくりを推進します。

5 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

日常生活を営む場における犯罪の抑制や子どもが安全に登下校できる環境整備のため、地域社会と関係機関が一体となって安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、自然災害の発生に備え、一人ひとりの命を守る地域づくりに努めます。

6 有害環境の浄化

青少年保護育成条例の適切な運用を図るために、立入調査・指導などを推進するとともに、非行の温床になるような場所の改善や事業者に自主規制を求めるなどの取組みにより、有害な環境の浄化に努めます。

7 インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット利用に関して、フィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進するとともに、情報モラルの育成に努めます。

基本指針2 困難な状況にある子ども・若者への支援

1 児童虐待防止対策の推進

関係機関や団体などの連携により、児童虐待の未然防止に努めるとともに、虐待を早期発見し、虐待を受けた子どもとの保護者を対象として、家族の再統合や自立に向けた長期的な支援を続けることに努めます。

2 暝行行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応

問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努め、地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めます。また、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導により、高等学校中途退学や不登校の解決を目指します。

3 インターネットに起因する問題への対応

インターネットの利用に関するルールづくりや情報モラルについて児童生徒に教育を行うとともに、保護者に対しても情報提供を行い、情報通信技術が適切に利用されるよう努めます。

4 非行への対応

少年と家庭や学校、地域との絆を強くして、少年の居場所を作り出し、関係機関と連携して立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

5 ひきこもりへの支援

関係機関や団体などが連携し、ひきこもり地域支援センターを中心とした支援ネットワークづくりに努めるとともに、訪問支援や居場所の提供など状況に応じた細やかな支援を推進します。

6 若年無業者などへの支援

若者の自立に向けて、意識啓発や職業訓練などを積極的に行うことにより、若者の能力開発を推進し、安定就労及びキャリア形成を支援します。

7 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されること、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもが夢と希望をもって成長していくける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

8 多様な子ども・若者への支援

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、すべての子ども・若者が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に發揮できる社会の実現に向け、多様な背景を持つ子ども・若者に対して適切な支援を行います。

9 育成支援ネットワークによる支援の推進

関係機関・団体による育成支援ネットワークを形成し、相談機関や医療機関などの専門機関と連携し、状況を適切に見極め、それぞれが果たす役割を明確にして支援を行います。

基本指針4 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

1 グローバル社会で活躍する人材の育成

国際交流活動の機会の提供や国際理解教育の展開により、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めます。

2 地域づくりで活躍する若者の応援

人口減少を抑えるとともに地域を支える人材を確保するため、県内大学等の特長を生かした魅力づくりや地域との連携推進を支援するとともに、地域おこし協力隊員が定住・定着しやすい環境づくりに努めます。

3 未来の芸術家、競技者の育成

子ども・若者が文化芸術に触れる機会の充実を図り、未来の文化芸術の担い手を育成するとともに、国際舞台において活躍できるトップアスリートの育成を目指した指導体制や環境の整備に努めます。

